

長野県土地利用基本計画

長 野 県

目 次

土地利用基本計画の趣旨	2
第1 土地利用の基本方向	2
1 県土利用の基本方針	2
(1) 県土利用をめぐる現状	2
ア 本格的な人口減少社会の到来	2
イ 自然環境等の悪化	2
ウ 相次ぐ自然災害の発生	3
(2) 県土利用をめぐる現状を踏まえた取り組むべき課題	3
ア 県土管理水準等の維持及び向上	3
イ 自然環境・美しい景観等の保全・再生・活用	3
ウ 災害に強い県土の構築	3
(3) 県土利用の課題に対応するための基本方針	4
ア 適切な県土管理を実現する県土利用	4
イ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用	4
ウ 安全・安心を実現する県土利用	5
エ 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用	5
オ 多様な主体による県土の県民的経営	5
2 地域類型別の県土利用の基本方向	5
(1) 都市	6
(2) 農山村	6
(3) 自然維持地域	7
3 地域別の土地利用の基本方向	8
(1) 東信地域	8
(2) 南信地域	9
(3) 中信地域	10
(4) 北信地域	11
4 土地利用の原則	12
(1) 都市地域	12
(2) 農業地域	13
(3) 森林地域	14
(4) 自然公園地域	14
(5) 自然保全地域	15
第2 土地利用の調整に関する事項	16
1 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	16
2 特に調整を要する地域での留意事項	18
(参考)	
1 土地利用基本計画図地域区分別面積	20
2 地域区分図	22
3 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	23

土地利用基本計画の趣旨

土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、長野県の区域における国土（以下「県土」という。）について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、国土利用計画（全国計画及び長野県計画）を基本としています。

基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画です。すなわち、都市計画法（昭和43年法律第100号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政内部の総合的調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものです。

第1 土地利用の基本方向

1 県土利用の基本方針

(1) 県土利用をめぐる現状

県土を利用するに当たっては、複雑な地形・地質、豊かで美しい自然環境、上流水源県、首都圏・中京圏からのアクセスが良好という県土の特性に配慮しつつ、次の点に考慮する必要があります。

ア 本格的な人口減少社会の到来

(ア) 本県の人口は、2000年（平成12年）をピークに減少しており、2025年には国立社会保障・人口問題研究所の推計で約194万人、長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略に基づく政策を講じた場合でも約197万人になると見込まれています。年齢構成比では、年少人口と生産年齢人口の割合は減少し、老年人口の割合が増加すると予測されています。

(イ) 土地需要は、観光地やインターチェンジ周辺など一部で増加が見られるものの、人口減少・高齢化の進展で更なる減少が想定されます。また、中山間地域では、不在村化の進行等で手入れの不十分な森林や荒廃農地が増加することが懸念されています。

イ 自然環境等の悪化

(ア) これまで人の手が入ることにより良好に管理されてきた里地里山等では、人口減少・高齢化による土地への働きかけの減少により、自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化等が懸念されています。また、地球温暖化に伴う気候変動により、更なる自然環境の悪化や自然生態系の損失が懸念されます。

(イ) 自然環境の悪化や生物多様性の損失が、土壌の劣化や水質の悪化等を通じて、食料の安定供給や水源涵養、県土保全など暮らしを支える生態系サ

ービス（自然の恵み）に及ぼす影響が懸念されます。

ウ 相次ぐ自然災害の発生

本県では、2011年（平成23年）の東日本大震災や長野県北部の地震、2014年（平成26年）の南木曾町の土石流災害、御嶽山噴火災害、神城断層地震など、多くの災害の発生により、県土利用における安全・安心に対する県民意識が高まっています。

(2) 県土利用をめぐる現状を踏まえた取り組むべき課題

(1)の県土利用をめぐる現状を踏まえた取り組むべき課題は、次のとおりです。

ア 県土管理水準等の維持及び向上

本格的な人口減少社会においては、県土の適切な利用と管理を通じて県土を荒廃させない取組を進めていくことが必要です。

都市では、中心市街地の空洞化、低・未利用地や空き家等の増加による土地利用の効率の低下が懸念されます。農山村では、農地転用や、高齢の農業従事者の離農等による農地の荒廃により、農地面積の減少・管理水準の低下が懸念されます。また、長期にわたる木材価格の下落等により、一部に必要な施業が行われない森林がみられます。

これに加え、地域社会の生活や生産水準の維持・向上、移住・定住人口の増加に結びつく土地の有効利用・高度利用を推進する必要があります。また、2027年開業予定のリニア中央新幹線のもたらすメリットを広く県内に波及させ、地域振興につなげる取組を県土利用において進める必要があります。

イ 自然環境・美しい景観等の保全・再生・活用

人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す側面もあることから、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する県土利用を進めていくことが必要です。

これに加えて、人と自然との関わりの中で育まれた良好な水環境や景観、農山村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間等の保全・再生・創出や次世代への継承とこれらを活用した観光地域づくり等の地域の魅力の向上が求められています。また、農林産物や再生可能エネルギーなどの地域資源の積極的活用と地域内で経済が循環する自立的な仕組みの構築や、里地里山等での自然環境と調和した持続可能な県土利用の推進が必要です。

さらに、地球温暖化に伴う気候変動により、自然環境の悪化や生物多様性の損失が懸念されることから、気候変動による将来的な影響も考慮して、これに適応した県土利用を進める必要があります。

ウ 災害に強い県土の構築

本県は、複雑な地形・地質を有するため、災害を受けやすいという特性があります。また、降雨の局地化・集中化・激甚化は、今後気候変動によりさらに極端化・頻発化が予測されています。この際、土砂災害やそれに伴って発生する流木による被害にも留意する必要があります。さらに、近年頻発している火山災害により、7つの常時観測火山に関係する本県でも対策

の必要性が改めて認識されています。このため、地域の特性を踏まえ、防災・減災対策の強化、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限、より安全な地域への諸機能や居住の誘導等の取組を進めていくことが必要です。

また、長野県強靱化計画を踏まえ、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、すみやかに復旧・復興できる県土の構築に向けた県土強靱化の取組を推進していくことが必要です。

(3) 県土利用の課題に対応するための基本方針

(2)の課題に対応するため、「適切な県土管理を実現する県土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」の三つを基本方針とし、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指します。

ア 適切な県土管理を実現する県土利用

(ア) 都市的土地利用については、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外への市街地の拡大を抑制します。集約化する中心部では、低・未利用地や空き家の有効利用により、土地利用の効率化を図ります。

一方、集約化する地域の外側では、公共サービスのあり方や、公園・農地・森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の実情に応じた対応を進めます。

また、一つの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の実情を踏まえ、地域が公共交通ネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進めます。

(イ) 農林業的土地利用については、優良農地の確保や、農地の良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地の集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止・解消と効率的な利用を図ります。また、県土の保全、水源涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。

(ウ) 流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図ります。また、再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況、自然環境、景観、災害リスク等に十分に配慮します。

(エ) 土地利用の転換は、復元の困難性に加え、生態系や景観等にも影響を与えることから、慎重な配慮の下で計画的に行います。また、土地の所有者が所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理できない場合には、所有者以外の者による管理・利用を促進します。

(オ) 土地の有効利用及び保全並びに災害後の早期復旧・復興のため、地籍調査を進め、地籍の明確化を図ります。

イ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

(ア) 保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、自然環境の保全・再生を進め、地域づくり等に資する活用を進めます。

(イ) 里地里山等の良好な管理を進め、バイオマス等の再生可能な資源の循環的な利活用とそれに係る知恵や技術の継承を図ります。

- (ウ) 自然公園の優れた自然や、農山村の豊かな景観、地域の伝統文化、地場産品等の地域資源を活かし、観光地域づくりや地域間交流、経済循環を促進するとともに、都市からの移住、二地域居住の増加を図ります。
- (エ) 社会資本整備や土地利用において、自然環境の多様な機能を活用するため、生物の生息・生育の場を提供するグリーンインフラの取組を進めます。
- (オ) 美しい農山村、魅力ある都市空間や水辺空間等、地域の美しい景観の保全、再生、創出を進め、これらを活用した観光地域づくりなど魅力ある地域づくりを進めます。
- (カ) 地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から、健全な水循環を維持し、又は回復するための取組を促進します。
- (キ) 外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動との調和を図ります。

ウ 安全・安心を実現する県土利用

- (ア) ハード面とソフト面を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの高い地域の土地利用を適切に制限することが必要です。その際、高齢者施設等の要配慮者利用施設や公共施設等について、災害リスクの低い地域へ立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めます。
- (イ) 経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを進めるとともに、交通、ライフライン等の多重性・代替性の確保、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林や生態系の持つ県土保全機能の向上などの取組を通じ、災害に強い県土を構築します。

エ 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

自然と調和した防災・減災の促進など複合的な効果をもたらす施策を進め、県土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても県土の適切な管理を行います。

また、適切な管理が困難な荒廃農地などは、地域の実情に応じ、森林や自然環境の再生、希少野生生物の生息地等の新たな用途を見いだすことで県土を荒廃させないなど、県民にとって最適な県土利用を選択するよう努めます。

オ 多様な主体による県土の県民的経営

人口減少・高齢化による農林業の担い手不足等から県土の管理水準が低下している中で、個人、ボランティア・NPO、各種団体、企業等多様な主体による県土管理への直接的・間接的なかかわりが期待されています。そのため、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う県民の参加による県土管理（県土の県民的経営）を進めます。

2 地域類型別の県土利用の基本方向

県土の利用に当たっては、国土利用計画（県計画）の区分に従い、都市、農山村、自然維持地域に類型化された地域において、それぞれの特性を踏まえた県土利用の質的向上を

図るものとしします。

(1) 都市

都市においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、中心市街地の活性化を図りつつ、環境負荷の小さい安全で暮らしやすい都市を形成するため、地域の実情を踏まえながら、都市のコンパクト化を図り、高齢者をはじめ誰もが歩いて暮らせる集約型のまちづくりを進めます。

このため、都市における県土利用の基本方向は、次のとおりです。

ア 既存のインフラストックを有効に活用するとともに、道路、公園、下水道等の都市施設や高度情報通信網等の整備を計画的に進め、都市機能の向上を図ります。また、地域の資源や特性を活かした個性あるまちづくりを進めます。

イ 既成市街地においては、再開発、建物等の複合化による土地の高度利用、低・未利用地の有効利用、公共交通の利便性の向上を図ります。

特に、中心市街地では、周囲の環境やまちなみ景観等に配慮しつつ、中高層住宅や商業施設と公用・公共用施設の複合化により、土地の高度利用を図るとともに、低・未利用地や空き家については、地域住民や商店街など多様な主体により、地域の実情に応じてコミュニティ施設や交流施設、福祉施設、日用品販売施設等として有効に利用されるよう取組を進めます。

ウ 市街化を図る必要のある区域においては、計画的に整備を図ります。

さらに、集約した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市と周辺の農山村との相互の機能分担や交流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。

新たな土地需要には、地域の実情も踏まえながら既存の低・未利用地の再利用を優先させ、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制します。

エ 健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図ります。

また、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図ります。

オ 災害に強い都市構造を形成するため、諸機能の分散配置やバックアップの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重性・代替性の確保等を進めます。

また、主要な都市機能が災害リスクの高い場所に立地している場合は、耐震化等により安全性を向上させるとともに、より安全な地域に集約を図るよう誘導します。

(2) 農山村

農山村は、人口減少・高齢化等により、農林業生産活動の停滞や集落機能の低下が懸念されており、その活性化が求められています。

こうしたことを踏まえ、農山村が県民共有の財産であるという認識の下、地域経営の中心的役割を担う市町村の行財政基盤の確立や生活・生産基盤の整備を進める必要があります。

このため、農山村における県土利用の基本方向は、次のとおりです。

ア 地域に密着した生活道路、バス等の公共交通、下水道等の生活排水施設、住宅等の生活基盤の整備を、生産基盤の整備とあわせて計画的かつ一体的に促進します。

生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成を促進します。

イ 6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出、地域の歴史や風土を生かした農林業の振興、農山村の資源を活用しながら観光等と結びついた新たな産業の創出等の取組により、就業機会の確保を図ります。

また、地方創生の取組を踏まえつつ、都市との機能分担や地方への移住・二地域居住などを含む共生・交流を促進します。

ウ 健全な水循環の維持又は回復、担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や適切な整備等により、集落を維持し、良好な県土管理を継続させるとともに、美しい景観の保全・創出を図ります。

また、荒廃農地の解消に努め、その有効利用を促進します。

その際、多様な主体による直接的・間接的な農林業への参画を促進します。

エ 人間の働きかけを通じて形成されてきた里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理します。

オ 農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農業生産環境と地域住民の生活環境が調和するように、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

カ ため池等の改修、農地の排水対策、地すべり対策等の実施により、災害に強い農山村づくりを進めます。

(3) 自然維持地域

自然維持地域は、原生的な自然や優れた風景地等を有し、県土の生態系ネットワークを形成する上で中核的な役割を果たしています。

このため、在来の野生動植物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然が失われつつある場合は再生を図ること等により、これらの地域を適正に保全します。

その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等を防止するとともに、自然環境データの把握に努めます。

また、適正な管理の下、自然の特性を踏まえつつ体験学習等のふれあいの場としての利用を図ります。

3 地域別の土地利用の基本方向

土地利用に係る地域区分は、本県の自然的、社会的、歴史的な過程等を考慮して、国土利用計画（県計画）の区分に従い、表1のとおり、東信、南信、中信及び北信地域の4地域に区分します。

(表1)地域区分

区 分	地 域 振 興 局
東 信	佐久、上田
南 信	諏訪、上伊那、南信州
中 信	木曾、松本、北アルプス
北 信	長野、北信

(1) 東信地域

この地域は、本県の東部に位置し、北陸新幹線、上信越自動車道、延伸整備中の中部横断自動車道等により、首都圏・日本海圏・太平洋圏との交通の結節点としての役割が期待されています。また、豊かな自然に恵まれた高原リゾートエリアであり、全国屈指の高原野菜の産地であるとともに、加工組立型産業・技術の集積等から地域に根ざした次世代高付加価値型産業の創出が期待され、一層の発展が見込まれます。

このため、中部横断自動車道のインターチェンジ周辺をはじめ、今後開発の可能性のある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図るものとし、また、産学官連携によるナノテクノロジーなど地域に根ざした次世代高付加価値産業の集積や感性価値を付加したものづくり産業の創出を図り、低・未利用地の有効活用も考慮して、ハイテク産業等の集積を進める上で必要な用地を確保するものとし、このほか、G7長野県・軽井沢交通大臣会合の開催実績を活かした国際会議の誘致等を推進します。

防災対策では、火山活動が活発である浅間山に対する火山対策等をはじめとする防災・減災のまちづくりを推進するものとし、

農業地域では、八ヶ岳山麓、浅間山麓、菅平高原等を中心に冷涼な気候を活かし、レタス、はくさい、キャベツ等の高原野菜、きく、カーネーション等の花きの全国屈指の産地として発展しています。また、信州ワインバレー構想による千曲川ワインバレーエリアは、小規模なワイナリーの増加に加え、ワイン用ぶどうの栽培適地として、生産拡大のための農地の確保が求められています。このため、今後も優良農地を積極的に確保するとともに、荒廃農地の解消と発生防止を図るものとし、さらに、八ヶ岳高原では、大規模な酪農経営が営まれていることから、自給飼料基盤に立脚した酪農経営を行うための採草放牧地の保全を図るものとし、

森林地域では、日本最長の千曲川（信濃川）の最上流域や全国的にも降水量が少ない地域が存在することから、水源涵養や県土保全機能等の多面的機能を高度に発揮させるため、林業事業者による間伐等の推進に加え、多様な主体

の参加を促進しつつ、森林の整備と保全を図ることとします。特に、県内最大のカラマツ資源を有することから、この活用により林業・木材産業の振興を図るものとします。

上信越高原国立公園の浅間山や菅平高原、秩父多摩甲斐国立公園の千曲川源流、妙義荒船佐久高原国定公園、八ヶ岳中信高原国定公園、自然環境保全地域の天狗山など豊かな自然に恵まれたこの地域では、軽井沢高原をはじめとする全国有数のリゾートエリアとなっていることから、自然環境の保全と観光資源としての更なる活用を図るものとします。

さらに、旧中山道、旧北国街道の街道・宿場や上田城、「信州の鎌倉」といわれる塩田平等の歴史的文化遺産の保全と活用を図るとともに、地域の景観上の特性や諸条件を踏まえたきめ細かい景観計画や地区計画、地域住民等による協定等により、景観の保全・育成を図るものとします。

(2) 南信地域

この地域は、本県の南部に位置し、中央自動車道により首都圏、中京圏との交流が深く、伊那木曾連絡道路（権兵衛トンネル）の開通以降は、木曾地域とも多面的な交流が進んでいます。

今後、三遠南信自動車道の建設促進により三河（愛知県）や遠州（静岡県）とを結ぶ南の玄関口となるとともに、リニア中央新幹線の開業により首都圏や関西方面からの玄関口となることが見込まれています。特に、2027年に開業が予定されているリニア中央新幹線については、その整備効果を広く県内に波及させるための関連道路整備を進めています。

このため、三遠南信自動車道のインターチェンジ周辺をはじめ、リニア長野県駅の駅周辺及び周辺道路、国道153号伊駒アルプスロード、伊那バイパスや伊南バイパス沿線など今後開発の可能性がある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図るものとします。

産業振興においては、産学官連携や諏訪圏工業メッセの開催等による企業間連携により、航空宇宙産業の集積等の次世代成長分野への挑戦や創業・起業環境の熟成を図り、低・未利用地の有効活用を考慮して、先端技術産業等の集積を進める上で必要な用地を確保するものとします。

防災対策では、この地域の全体が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、防災・減災のまちづくりを推進するものとします。

農業地域では、八ヶ岳山麓など冷涼な気候を活かし、セルリー等の野菜やきく、カーネーション等の花きが栽培されています。南アルプスと中央アルプスのふもとでは、水稻を中心に複合経営による野菜、ブランド化を推進している市田柿等の果樹、アルストロメリア、ダリア等の花きに加え、県内でも有数の酪農・肉用牛の生産が行われるなど多品目にわたる農業経営が展開されています。担い手となる中核的経営体の育成、集落営農組織の体質強化や経営の複合化を進めることなどにより、今後も優良農地を積極的に確保するとともに荒廃農地の解消と発生防止を図るものとします。さらに、農業と地域の自然や農村文化資源を活かした都市農村交流を通じ、移住・二地域居住を促進するも

のとします。

森林地域は、県内の3割強を占めており、その多面的機能を高度に発揮させるため、林業事業者による間伐等を中心に、矢作川流域等でみられる上下流域の住民や企業等多様な主体の参加による取組等の活用などにより、森林の整備と保全を図るものとします。また、地産地消の観点からカラマツやヒノキ材の製品活用や未利用材を活用した木質バイオマスの利用促進を行いながら、山村等の振興を図るものとします。

また、ユネスコエコパークにも登録された南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、天竜奥三河国定公園、中央アルプス県立公園といった多くの自然公園や八島ヶ原湿原等の豊かな自然に恵まれていることから、その適正な保全と観光資源としての戦略的な活用を図るものとします。特に、中央アルプス県立公園については国定公園化の研究を進めます。

本県最大の湖である諏訪湖については、水質浄化対策などの環境改善を図るとともに、湖周サイクリングロードの整備など観光地域づくりを通じて、諏訪湖を活かしたまちづくりを進めるものとします。

さらに、景観育成重点地域、景観育成住民協定等に見られるように、地域の美化や景観づくりに関する住民主体の活動と連携し、協働による地域づくりを進めるものとします。

(3) 中信地域

この地域は、本県の西部に位置し、北アルプスや安曇野の田園風景、国宝松本城等の恵まれた観光資源に加え、県内唯一の空の玄関口である信州まつもと空港を有しています。今後、中部縦貫自動車道、松本糸魚川連絡道路、木曾川右岸道路等の整備により、一層広範囲な交流が見込まれます。このため、中部縦貫自動車道のインターチェンジ周辺や松本糸魚川連絡道路の沿道等、今後開発の可能性のある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図るものとします。

産業振興においては、産学官連携による新技術、新製品の開発を促進し、低・未利用地の有効活用も考慮して、産業集積を進める上で必要な用地を確保するものとします。

防災対策では、この地域では、神城断層地震や御嶽山の噴火、土石流災害など、多くの災害が発生していることから、糸魚川―静岡構造線、姫川断層といった活断層の存在に伴う地震対策、御嶽山や焼岳などに対する火山対策等をはじめとする防災・減災のまちづくりを推進するものとします。

農業地域では、北アルプスを望む地域で豊かな自然条件や気温の日較差が大きいう気象条件を活かし、基幹品目の水稻をはじめ、りんご、レタス、すいかなどを中心とした園芸作物と畜産物の生産が行われ、県内でも有数の農業地帯として発展しています。また、木曾地域等の山間地では、はくさいなどの野菜と和牛肥育素牛の生産も行われています。このため、今後も優良農地を積極的に確保するとともに、信州ワインバレー構想により、日本のワイン産地の先進地である桔梗ヶ原と日本アルプスの各ワインバレーにおけるワイン

用ぶどうの生産の振興を図るため、栽培適地の農地の利用を促進する等、荒廃農地の解消と発生防止を図るものとします。

森林地域は、県内の4割弱を占めており、その多面的機能を高度に発揮させるため、林業事業者による間伐等の推進、人工林のヒノキやカラマツなどの製材品その他の林産物の生産や、水源地域としての木曽川上下流の交流等多様な主体の参加による取組等を活用し、森林の整備と保全を図るものとします。また、森林セラピー基地の「赤沢自然休養林」を健康づくりや医療機関と連携した観光資源として活用を図ります。

自然公園地域では、中部山岳国立公園の北アルプス、上高地、乗鞍や県立自然公園の御嶽山や中央アルプス等の山岳景観、自然環境保全地域の姫川源流、南木曽岳、唐花見湿原、角間池等の原生的な自然に恵まれていることから、その適正な保全と観光資源としての活用を図るものとします。

また、冬季五輪が開催された白馬村をはじめとする全国有数のスキー場、温泉地、上高地など知名度の高い観光地が数多くあり、2016年（平成28年）日本遺産に認定された「木曽路」や、「塩の道古道」など歴史的文化遺産の保全・活用と合わせ、信州まつもと空港の国際化の推進等を通じたインバウンド振興（外国人観光客の誘致）を図るものとします。特に、御嶽山噴火により観光客が大きく減少した木曽地域においては、「木曽ブランド」による観光地域づくりが重要です。さらに、景観計画や地区計画、地域住民等による住民協定等により、安曇野の田園風景や松本城の眺望に配慮したまちづくりなど、地域の特性に応じた景観の保全・育成を図るものとします。

(4) 北信地域

この地域は、県の北部に位置し、国宝善光寺等文化的資源や志賀高原等の豊かな自然に恵まれ、機械、電機、食品、印刷をはじめとする製造業等多様な産業や文化機能が集積しています。また、北陸新幹線の金沢延伸や上信越自動車道の4車線化等により人的・経済的な交流の更なる拡大が期待されています。このため、金沢延伸時に県内唯一の新設駅となった北陸新幹線飯山駅周辺、上信越自動車道のインターチェンジ周辺など今後開発の可能性のある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図ります。また、善光寺門前周辺では民間主導でリノベーションによる空き家等の再生が行われ、まちの新たな賑わい創出の手法として注目されています。

産業振興においては、産学官連携による新技術、新製品の開発を促進し、製造業等の集積と、低・未利用地の有効利用も考慮して、産業集積を進める上で必要となる用地を確保します。

防災対策では、長野県北部地震、神城断層地震等地震による被害が相次いでいることから、防災・減災のまちづくりを推進するものとします。

農業地域では、千曲川沿岸を中心に多品目の果樹栽培が行われており、中でもりんご、ぶどう、ももは栽培面積、生産量とも県内第1位となっています。このため、県オリジナル品種の導入等を通じて稼ぐ力をさらに向上し、農業等の活性化を図るものとします。また、アスパラガス、トルコギキョウは全国屈

指の生産量を誇っているため、今後も優良農地を積極的に確保します。さらに、信州ワインバレー構想による千曲川ワインバレーでは、小規模なワイナリーの増加に加え、ワイン用ぶどうの適地とされるところが多いことから農地の利用を促進し、荒廃農地の解消と発生防止を図るものとします。加えて、姨捨の棚田やあんずの里をはじめとする優れた農村景観や観光資源を活かした都市農村交流を推進するものとします。

森林地域では、スギや広葉樹が多いことから、その資源を活用した林業・木材産業の振興を図るものとします。また、間伐材等についてはボイラー等の燃料や木質バイオマス発電等で有効に利用する取組を推進するものとします。

北部・西部の土砂災害の発生しやすい地域においては、地すべり対策事業等の災害対策を推進します。また、千曲川沿岸の低平地では、農地の排水対策を推進します。さらに、豪雪がもたらす災害の抑制をはじめ県土の保全等多面的機能を高度に発揮させるため、林業事業者による間伐等の推進に加え、多様な主体の参加を促進しつつ、森林の整備と保全を図るものとします。さらに、森林の癒し効果を体験する森林セラピー基地が県内 10 か所（森林セラピーロードを含む。）のうち 4 か所あることから、観光資源として有効活用を図るものとします。

また、この地域は、上信越高原国立公園の苗場山、ユネスコエコパークにも登録された志賀高原一帯の高層湿原、自然環境保全地域の逆谷地湿原など、県内の 7 割を占める原野が存在しています。また、鍋倉山や妙高戸隠連山国立公園の奥裾花溪谷等のブナの原生林など豊かな自然にも恵まれていることから、その適正な保全を図るものとします。さらに、重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた長野市戸隠地区の宿坊群など良好な景観について、その保全・育成を図るものとします。

さらに、冬季五輪の開催地である志賀高原、野沢温泉スキー場をはじめとするスノーリゾートや地獄谷野猿公苑のスノーモンキー等、世界的に有名な温泉地等の観光資源を活用したインバウンド振興やアウトドア観光の充実に取り組むとともに、「信越自然郷」等の圏域・県域を越えた広域観光連携により、通年型の観光地域づくりを推進するものとします。

4 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行わなければならないものとします。なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連性を考慮して五地域いずれかに属するよう適正な土地利用を図るものとします。

(1) 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要があります。

都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保・形成及び機能的な

都市基盤の整備に配慮しつつ、既成市街地の整備を促進します。

- ア 市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）及び用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域のうち市街化区域内のものを除く用途地域をいう。以下同じ。）においては、中心市街地の活性化を考慮し、低・未利用地の有効活用を優先し、今後新たに必要とされる宅地を計画的に確保、整備することを基本とします。また、安全性、快適性、利便性等を十分配慮した市街地の開発、良好なまちなみ景観の形成、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該地域内の農地を含む緑地、水辺等の自然的環境については、積極的に保全・再生を図り、自然と人が共生する緑豊かな生活環境を創出するものとします。
- イ 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては、特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとします。
- ウ その他の都市地域（上記「ア 市街化区域及び用途地域」及び「イ 市街化調整区域」以外の都市地域をいう。以下同じ。）においては、土地利用の動向を踏まえ、環境・景観及び農林地の保全に留意しつつ都市的な利用を認めるものとします。

(2) 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域です。

農業地域の土地利用については、農用地が食料自給率の向上や農産物の安定供給など、国民の最も基礎的な資源であるとともに、農業生産活動を通じて発揮される、県土保全、水源の涵養、魅力的な農村景観の創出等の多面的機能を有していることも考え合わせ、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るものとします。

また、荒廃農地については、所有者による適切な管理に加え、農地中間管理機構や多様な担い手等の参加を促進することにより、発生防止及び解消に努めます。

ア 農用地区域

農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ）においては、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることを考え合わせると、ほ場や農業水利施設等の農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は、原則行わないものとします。

イ その他の農業地域

その他の農業地域（農用地区域以外の農業地域をいう。以下同じ。）においては、農業生産力の高い農用地、集団的に存在している農用地又は農業に対する公共投資の対象となった農用地の転用は原則として行わないものとし

ます。ただし、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整が整った場合には、その転用は調整された計画等を尊重するものとします。

(3) 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興及び森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域です。

森林地域の土地利用については、林産物の供給をはじめ、県土保全、水源の涵養等森林が持つ多面的機能が持続的に発揮されることが県民生活の安定に欠くことができないものであることを考え合わせると、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する機能が高度に発揮されるよう、林業事業者による間伐等の推進に加え、多様な主体の参加を促進しつつ、その整備と保全を図るものとします。

ア 保安林（森林法第 25 条第 1 項及び第 25 条の 2 第 1 項による保安林をいう。以下同じ。）においては、県土保全、水源涵養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることを考え合わせると、適正な管理を行うとともに、保安林の指定理由の消滅又は公益上の理由による転用以外、他用途への転用は行わないものとします。

イ その他の森林地域（保安林以外の森林地域をいう。以下同じ。）においては、多面的機能の維持増進を図るため、適正な管理を行うものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地、又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、他用途への転用を避けるものとします。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、その多面的機能の維持を図るとともに、生物多様性保全のため、生態系ネットワークの維持に十分配慮するものとします。

(4) 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域です。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び体験学習等のふれあいの場に資するものであることを考え合わせると、優れた自然や景観の保全とその適正な利用を図るものとします。

ア 特別保護地区（自然公園法第 21 条第 1 項による特別保護地区をいう。以下同じ。）においては、その趣旨に即して景観の厳正な維持を図るものとします。

イ 特別地域（自然公園法第 20 条第 1 項又は長野県立自然公園条例（昭和 35 年長野県条例第 22 号）第 7 条第 1 項の特別地域をいう。以下同じ。）におい

ては、その風致の維持を図るべきものであることを考え合わせると、都市的利用、農業的利用等を行うための開発は極力避けるものとします。

ウ 普通地域（自然公園法第 33 条第 1 項又は長野県立自然公園条例第 20 条第 1 項の普通地域をいう。以下同じ。）においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発その他自然公園としての風景地の保護に支障を来たすおそれのある土地利用は極力避けるものとします。

(5) 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要のある地域です。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことができないものであることを考え合わせると、広く県民が、その恩恵を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう積極的に保全を図るものとします。

ア 特別地区（自然環境保全法第 25 条第 1 項又は長野県自然環境保全条例（昭和 46 年長野県条例第 35 号）第 10 条第 1 項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨を考え合わせると、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとします。

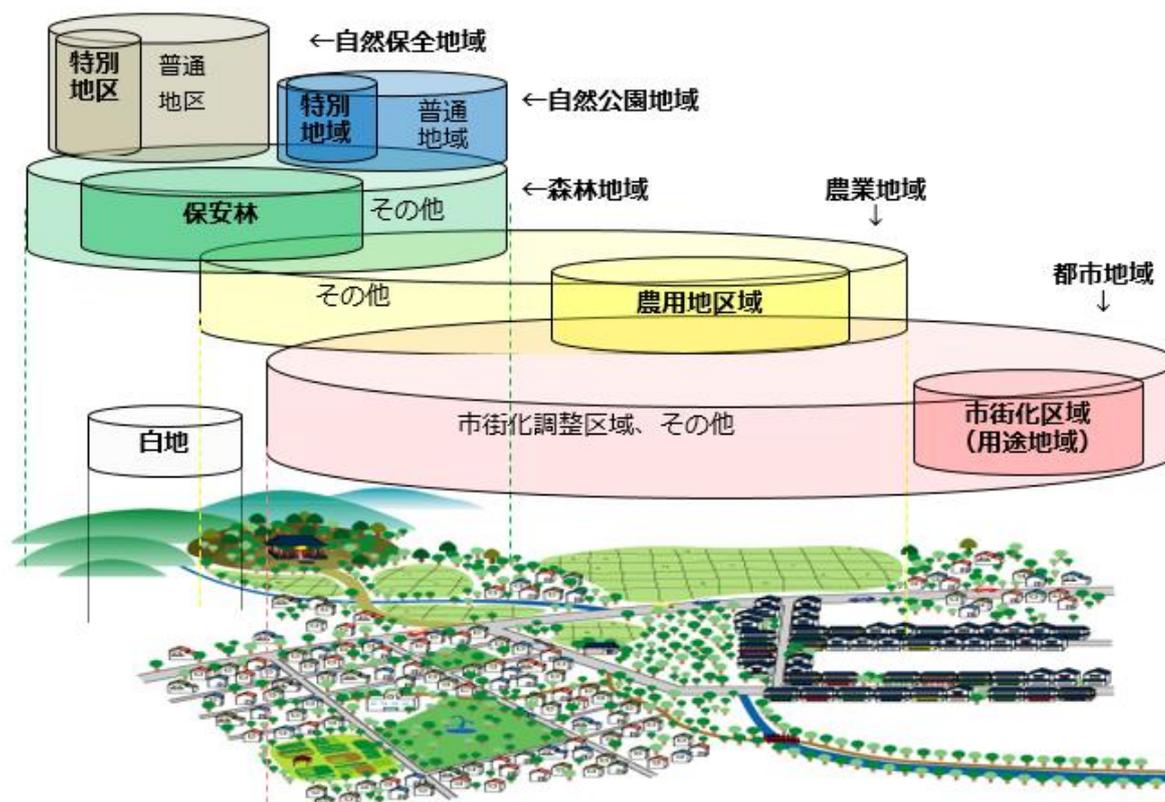
イ 普通地区（自然環境保全法第 28 条第 1 項又は長野県自然環境保全条例第 12 条第 1 項による普通地区をいう。以下同じ。）においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとします。

第2 土地利用の調整に関する事項

1 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、第1の2に掲げる地域類型別の土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとします。

(地域の重複イメージ)



(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化調整区域又はその他の都市地域と農用地区域とが重複する場合
農用地としての利用を優先するものとします。

イ 市街化調整区域又はその他の都市地域とその他の農業地域とが重複する場合

土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとします。

- (2) 都市地域と森林地域とが重複する地域
 - ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとします。
 - イ 市街化区域及び用途地域とその他の森林地域とが重複する場合
原則として、都市的な利用を優先するものとしますが、緑地としての森林の保全に努めるものとします。
 - ウ 市街化調整区域又はその他の都市地域とその他の森林地域と重複する場合
森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとします。
- (3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域
 - ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合
自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的利用を図っていくものとします。
 - イ 市街化調整区域又はその他の都市地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。
 - ウ 市街化調整区域又はその他の都市地域と普通地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。
- (4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域
 - ア 市街化調整区域又はその他の都市地域と特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先します。
 - イ 市街化調整区域又はその他の都市地域と普通地区とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。
- (5) 農業地域と森林地域とが重複する地域
 - ア その他の農業地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとします。
 - イ 農用地区域とその他の森林地域とが重複する場合
原則として、農用地としての利用を優先するものとしますが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとします。
 - ウ その他の農業地域とその他の森林地域とが重複する場合
森林としての利用を優先するものとしますが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとします。
- (6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域
 - ア 農業地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。
 - イ 農業地域と普通地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。
- (7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域
 - ア 農業地域と特別地区とが重複する場合

自然環境としての保全を優先するものとします。

イ 農業地域と普通地区とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。

2 特に調整を要する地域での留意事項

土地利用の転換は、復元の困難性や生態系をはじめとする自然の様々な循環系への影響に十分留意した上で、人口や産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して、適正に行うことが求められています。

このため、市町村においては、地域住民の意向等、地域の実情を踏まえるとともに、市町村の基本構想等、地域づくりの計画との整合を図るものとします。

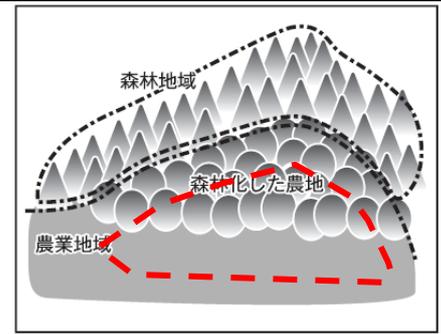
また、県においては、土地利用が広範囲に及ぼす影響を踏まえ、市町村間の土地利用の整合を図るものとします。

こうした中、地域が直面している土地利用に係る課題について、特に調整を要する留意事項は、次のとおりです。

(1) 荒廃農地の増加への対応

高齢化や人口減少に伴う担い手不足等により荒廃農地が増加しています。

このため、農地として再生活用できるものは、生産のための基盤整備や農業の担い手への集積・集約の促進等により、有効活用を図るものとし、既に森林化しており、農地としての活用が困難なものは、計画的に森林地域等へ変更し、適正な土地利用を図るものとしします。



(2) 農地におけるインターチェンジ周辺や幹線道路沿いの開発への対応

インターチェンジ周辺や都市郊外の幹線道路の沿道は、商業施設等の出店圧力が高まります。

特に農地の利用転換に際しては、食料生産の確保と地域の振興を考慮しつつ、地域の農業や景観等に及ぼす影響と地域の実情に応じた開発の必要性について検討するものとし、インターチェンジ周辺や都市郊外の幹線道路の沿道は、周辺の土地利用を規制・誘導する調整方針を立て、適正な土地利用を図るものとしします。

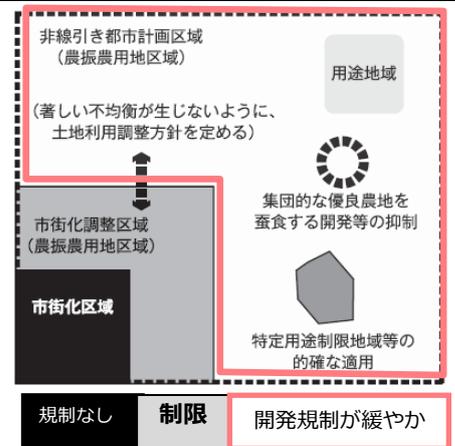


周辺農地

(3) 市街化調整区域と隣接する区域の対応

大規模な土地利用の転換は、周辺地域も含めて事前に十分な調査と調整を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮し、適正な土地利用を図るものとしします。

特に、厳しい開発制限を伴う市街化調整区域と隣接した土地利用規制の緩やかな地域においては、隣接する地域の間で一体的な土地利用が図られるよう都市的利用と農業的利用等との調整を行い、厳格な規制・誘導を伴う適正な土地利用を図るものとしします。



(4) 再生可能エネルギー関連施設の設置への対応

農地や森林、過去に災害のあった場所などへの再生可能エネルギー関連施設の設置にあたっては、小規模な設備でも地域や住民とのトラブルが発生する場合があります。

再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、関係法令の遵守を求めるとともに、地域住民に対する十分な説明、地域の自然環境や景観、災害リスク等に配慮した事業の重要性を事業者へ周知し、地域と調和した適正な土地利用を図るものとしします。



参考 1

土地利用基本計画図地域区分別面積

(1) 五地域区分の面積

区 分		面積 (ha)	割合 (%)
五 地 域	都 市 地 域	361,317	26.6
	農 業 地 域	463,565	34.2
	森 林 地 域	1,058,571	78.1
	自 然 公 園 地 域	278,833	20.6
	自 然 保 全 地 域	790	0.1
	計	2,163,076	159.5
白 地 地 域		13,838	1.0
合 計		2,176,914	160.5
県 土 面 積		1,356,156	100.0

- (注) 1 県土面積は、平成29年10月1日現在である。(国土地理院発表)
 2 県土面積以外は、平成29年4月1日現在の各個別規制法担当部局保有資料による。
 (2)、(3)において同じ。

(2) 五地域の重複状況別面積

区 分		面積 (ha)	割合 (%)
重 複 の な い 地 域	(都)	51,147	3.8
	(農)	87,752	6.5
	(森)	467,358	34.5
	(公)	3,998	0.3
	(保)	9	0.0
	計	610,264	45.0
重 複 地 域	(都) と (農)	133,635	9.9
	(都) と (森)	97,956	7.2
	(都) と (公)	2,673	0.2
	(都) と (保)	2	0.0
	(農) と (森)	184,318	13.6
	(農) と (公)	3,131	0.2
	(森) と (公)	222,155	16.4
	(森) と (保)	750	0.1
	(都) と (農) と (森)	40,533	3.0
	(都) と (農) と (公)	1,402	0.1
	(都) と (農) と (保)	2	0.0
	(都) と (森) と (公)	32,702	2.4
	(都) と (森) と (保)	7	0.0
	(農) と (森) と (公)	11,527	0.7
	(農) と (森) と (保)	7	0.0
	(都) と (農) と (森) と (公)	1,245	0.1
	(都) と (農) と (森) と (保)	13	0.0
	計	732,058	53.9
白 地 地 域		13,838	1.0
県 土 面 積		1,356,156	100.0

- (注) (都) は都市地域、(農) は農業地域、(森) は森林地域、(公) は自然公園地域、
 (保) は自然保全地域。

(3) 参考表示の地域、地区等の面積

地 域 、 地 区 等	面 積 (ha)	備 考
(都市地域)		
市街化区域	12,008	
市街化調整区域	53,552	
用途地域	26,655	市街化区域を除く
(農業地域)		
農用地区域	114,944	
(森林地域)		
国有林	373,791	
地域森林計画対象民有林	684,780	
保安林	569,430	国有林及び地域森林計画対象民有林の内数
(自然公園地域)		
特別地域	137,812	
特別保護地区	29,017	特別地域の内数
(自然保全地域)		
特別地区	755	

参考 2

地域区分図



参考3

五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

五地域区分	五地域区分	都市地域			農業地域		森林地域		自然公園地域			自然保全地域	
		市街化区域及び用途地域	市街化調整区域	その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別保護地区	特別地域	普通地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域及び用途地域	■											
	市街化調整区域	⊗	■										
	その他	⊗	⊗	■									
農業地域	農用地区域	⊗	←	←	■								
	その他	⊗	①	①	⊗	■							
森林地域	保安林	⊗	←	←	⊗	←	■						
	その他	②	③	③	④	⑤	⊗	■					
自然公園地域	特別保護地区	⊗	⊗	⊗	⊗	⊗	○	○	■				
	特別地域	⊗	←	←	←	←	○	○	⊗	■			
	普通地域	⑥	○	○	○	○	○	○	⊗	⊗	■		
自然保全地域	特別地区	⊗	←	←	←	←	○	○	⊗	⊗	⊗	■	
	普通地区	⊗	○	○	○	○	○	○	⊗	⊗	⊗	⊗	■

【凡例】

- ⊗ 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
- ← 相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する。
- 相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る。
- ① 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認める。
- ② 原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める。
- ③ 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認める。
- ④ 原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認める。
- ⑤ 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める。
- ⑥ 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的利用を図る。

付 属 資 料

目 次

1	国土利用計画法（抄）	26
2	国土に関する諸計画の体系	30
3	用語の解説	31
4	長野県総合計画審議会 土地利用・事業認定部会委員名簿	39
5	改定の経過	40

1 国土利用計画法（抄）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法（昭和25年法律第205号）による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

第2章 国土利用計画

（国土利用計画）

第4条 国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「都道府県計画」という。）及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とする。

（全国計画）

第5条 国は、政令で定めるところにより、国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を定めるものとする。

- 2 国土交通大臣は、全国計画の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 国土交通大臣は、全国計画の案を作成する場合には、国土審議会及び都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 4 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県知事の意見を聴くほか、都道府県知事の意向が全国計画の案に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 国土交通大臣は、全国計画の案を作成するに当たっては、国土の利用の現況及び将来の見通しに関する調査を行うものとする。
- 6 国土交通大臣は、第2項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、全国計画を公表しなければならない。
- 7 国土交通大臣は、全国計画の案の作成に関する事務のうち環境の保全に関する基本的な政策に係るものについては、環境大臣と共同して行うものとする。
- 8 第2項から前項までの規定は、全国計画の変更について準用する。

（全国計画と他の国の計画との関係）

第6条 全国計画以外の国の計画は、国土の利用に関しては、全国計画を基本とするものとする。

(都道府県計画)

第7条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

- 2 都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。
- 3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が都道府県計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、都道府県計画を国土交通大臣に報告しなければならない。
- 6 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 国土交通大臣は、第5項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、これを関係行政機関の長に送付しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、当該都道府県計画について意見を申し出ることができる。
- 8 国土交通大臣は、前項後段の規定による意見の申出があつたときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 9 第3項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

(市町村計画)

第8条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

- 2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとする。
- 3 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 前3項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

第3章 土地利用基本計画等

(土地利用基本計画)

第9条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。

2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。

- (1) 都市地域
- (2) 農業地域
- (3) 森林地域
- (4) 自然公園地域
- (5) 自然保全地域

3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。

4 第2項第1号の都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域とする。

5 第2項第2号の農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域とする。

6 第2項第3号の森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域とする。

7 第2項第4号の自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるものとする。

8 第2項第5号の自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるものとする。

9 土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画）を基本とするものとする。

10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴くとともに、国土交通大臣に協議しなければならない。

11 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が土地利用基本計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

12 国土交通大臣は、第10項の規定による協議を受けたときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

13 都道府県は、土地利用基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めなければならない。

14 第10項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更（政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

第10条 土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、関係行政機関の長及び関係地方公共団体は、この法律に定めるものを除くほか、別に法律で定めるところにより、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、

治山、治水等に配慮しつつ、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとする。

第7章 審議会等及び土地利用審査会 (審議会等)

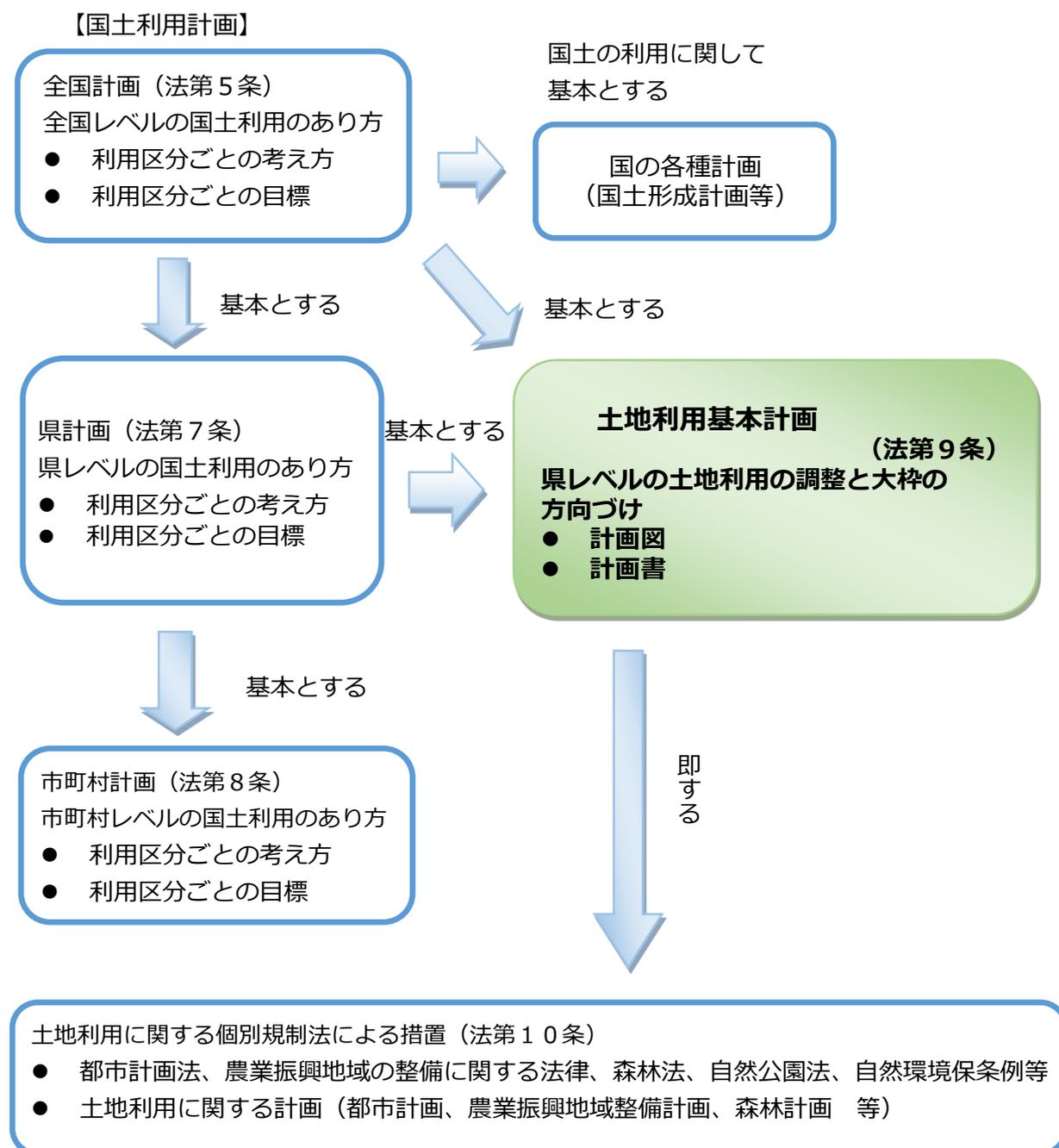
第38条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関(次項において「審議会等」という。)を置く。

2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

2 国土に関する諸計画の体系

国土の利用に関する基本理念（法第2条）

（注）法：国土利用計画法



3 用語の解説

あ

移住・二地域居住

都市から農山村などの地域に移り住む又は都市住民が農山村などの地域にも同時に生活拠点を持つライフスタイル。

インバウンド振興

訪日外国人旅行又は訪日旅行の振興。

インフラストック

整備された社会資本。インフラストック効果は、社会資本が機能することによって、整備直後から継続的に中長期にわたり得られる効果。

オープンスペース

公園、広場、道路、河川等の良好な環境の形成や災害の防止に関して好影響を及ぼす空地。

か

景観育成重点地域

信州の景観の骨格や顔となる地域について、地域の景観の特性や地域の自然、歴史、文化、風土等の諸条件を踏まえて、きめ細かくかつ総合的な景観の育成を行うため、長野県景観条例に基づき、知事が指定したもの。

景観育成住民協定

地域住民が、景観づくりのために、一定の区域の建物の色彩や形態などの外観や、緑化などに関する自主的なルールを定め、皆でそれを守り育てるための協定を締結した場合に、景観育成住民協定として知事が認定を行う制度

減災

災害時において発生する被害を最小限に食い止めること。

健全な水環境

流域を中心とした一連の水の流れの過程において、水の利活用と環境の保全に果たす水の機能が適切なバランスの下に確保されている状態のこと。

荒廃農地

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

公用・公共用施設

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設等の公用・公共用施設のために設けられた土地。

コミュニティ施設

公民館・図書館・学校・公園など地域社会にあって、住民の地域共同体意識を高めるために中心的役割を果たす施設。

さ

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

再生可能エネルギー関連施設

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス再生可能エネルギーをエネルギー源として、利用して発電等を行う施設。

採草牧草地

農地法第2条第1項に定める採草放牧地をいう。農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。

里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた地域であり、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念。

産学官連携

民間企業等の産業界、大学などの研究機関及び政府や自治体が互いに協力し、連携しあって事業や研究活動を推進すること。

市街化区域

すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

当面できる限り市街化を抑制すべき区域。

自給飼料基盤

飼料用とうもろこしや飼料用米・稲発酵粗飼料などの家畜飼料を自給的に生産するために活用される農用地。

自然公園地域

国土利用計画法第9条第7項において定める優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるものとされている地域

自然的土地利用

自然環境の保全を旨として維持すべき森林・原野・水面・河川などの土地利用を指す。都市的土地利用及び農林業的土地利用以外の土地。

自然保全地域

国土利用計画法第9条第8項において定める良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるものとされている地域

自然環境保全地域特別地区

自然環境保全法第25条第1項又は長野県自然環境保全条例第10条第1項により指定を受けた地区。各種行為は一定の基準に合致するもののみ許可。

自然環境保全地域普通地区

自然環境保全法第28条第1項又は長野県自然環境保全条例第12条第1項による自然環境保全地域の区域のうち特別地区を除いた地区。一定の行為については届出が必要。

重要伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち、市町村からの申出を受けて国が、特に価値が高いと判断し、選定された地区。

常時観測火山

全国110の活火山のうち、火山噴火予知連絡会によって選定された50火山（予定も含む。）。噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために、気象庁が火山観測施設を整備し、関係機関（大学等研究機関や自治体・防災機関等）からのデータ提供も受け、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。

集落機能

集落は、地域住民同士が相互に扶助しあいながら生活の維持・向上を図る生活扶助機能（例：冠婚葬祭など）、農林漁業等の地域の生産活動の維持・向上を図る生産補完機能（例：草刈り、道普請など）、農林地や地域固有の資源、文化等の地域資源を維持・管理する資源管理機能を果たしている。

食料自給率

国内の食料消費が、国産でどの程度賄えているかを示す指標。

その示し方については、単純に重量で計算することができる品目別自給率と、食料全体について共通の「ものさし」で単位を揃えることにより計算する総合食料自給率の2種類がある。

信州ワインバレー構想

ワイン用ぶどうの栽培から醸造、販売、消費にわたる振興策を示し、県産ワインのブランド化とワイン産業のさらなる発展を推進し、ひいては本県の発展に寄与することを目的とした構想。

森林セラピー基地

森林の癒やし効果を専門家が科学的に検証した森林など。森林セラピーとは、森に癒やされ、森を楽しみ、心と身体の健康維持・増進を図る取り組みのことをいう。

森林地域

国土利用計画法第9条第6項において定める森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域

水源涵養^{かん}

森林や水田の働きにより、濁水や洪水を緩和して安定的に水が供給されること。

生態系ネットワーク

生態系を健全かつ安定的に存続させるため、生物種の生態特性に応じて森林等の生息・生育空間が間断なくつながっている状態。

生物多様性

全ての生物の間に違いがあることを意味する。生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性がある。

た

中心市街地

人口が集中し、商業、行政機能が充実し、地域の中心となる市街地。

地域防災拠点

地域レベルにおいて災害対策活動の拠点となる施設。備蓄倉庫や貯水槽が設置されている防災センター、広場、学校等。

低未利用地

利用がなされていない土地又は立地条件から見てその利用形態が社会的に必ずしも適切でない（低位な）土地。未利用の空き地、荒廃農地、工場跡地、都市中心部の青空駐車場や資材置き場等

都市的土地利用

住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等の主として人工的施設による土地利用。

都市地域

国土利用計画法第9条第4項において定める一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域

都市のコンパクト化

居住や都市機能の集積により、住民の生活利便性の維持・向上、地域経済の活性化、行政コストの削減等を図ること。

土地の高度利用

都市部において土地の有効利用を指すものであり、都市計画法第9条に「用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区」として高度利用地区が定められている。

な

長野県強靱化計画

大規模自然災害への「備え」について、最悪の事態を想定するといった視点から災害に対する県土の脆弱性を分析（問題点を整理）することにより、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を効果的に実施することを目的として、国土強靱化基本法第13条に基づき長野県が策定した計画。

農業水利施設

自然水を農業用水として利用するための基盤施設で、農業用の頭首工、揚水機場、ため池、用水路、排水路など

農業地域

国土利用計画法第9条第5項において定める農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域

農地中間管理機構

担い手への農地の集積・集約化を進めるため、県ごとに整備された公的な農地の中間的受皿となる組織。地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し、担い手毎に農地を集約化する必要がある場合に、出し手から借り受けた農地をまとめて担い手に貸し付けるほか、必要な場合には農地の大区画化等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付け等を行う。

農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する市町村がおおむね10年を見通し農用地等として利用すべき土地として設定した区域。

市町村がおおむね10年を見通した農用地等として利用すべきとして設定した土地の区域。

農林業的土地利用

主として農業生産活動又は林業生産活動の用に土地を利用することをいい、農地、採草放牧地、森林（自然環境の保全を旨として維持すべき森林を除く。）、農道、林道等がこれに該当する。

は

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用もある。

不在村化

農地、森林所有者がその所在地に在住していない状態。

保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

ほ場

作物を栽培する田畑。

ま

水環境

水を中心に捉えた環境をいう。水質・水量・水生生物・水辺地を含む概念であり、この場合の環境とは、人と水とのふれあいの場となり、特に人間に豊かな恵みをもたらすものとして捉えている。

木質バイオマス

「バイオマス」とは、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く。）のこと。
「木質バイオマス」とは、間伐材や端材等の木質系資源からなるバイオマスのこと。

や

遊休土地

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地売買等届出をして取得した土地で、土地取得後2年以上経過していること等の要件に該当するもの。

優良人工造林地

苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木など的人為的な更新方法により造成された良好な営林条件を備えた造林地。

優良農地

集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等の良好な営農条件を備えた農地。

ユネスコエコパーク

生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的として、ユネスコが開始した地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶと共に、文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指す取組。

用途地域

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。建築物の用途、密度、形態等を制限。（12種類）

要配慮者利用施設

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置くものに限る）、児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障害児支援施設、障害福祉サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、福祉ホーム、精神障害者退院支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、障害児通所支援事業所、救護施設、厚生施設及び医療保護施設、特別支援学校、その他要配慮者に関連する施設等。

ら

ライフライン

ライフライン（電気、ガス、水道、交通、通信等の市民生活の基盤となる施設）。

リニア中央新幹線

東京都から甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部、名古屋市附近、奈良市附近を經由して大阪市までの約 438km を超電導磁気浮上式リニアモーターカーによって結ぶ新たな新幹線。

リノベーション

既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えること。

林業事業者

他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

6次産業化

1次産業としての農林漁業（農林水産物の生産）と、2次産業としての製造業（農林水産物を原材料とした加工食品の製造等）、3次産業としての小売業等の事業（加工食品の販売等）との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

わ

和牛肥育素牛

肥育牛として飼養される生後 6～12 か月の子牛

4 長野県総合計画審議会 土地利用・事業認定部会委員名簿

(敬称略)

部 会 長	春日 十三男	長野県農業協同組合中央会専務理事
部会長職務代理者	小口 利幸	長野県市長会長(塩尻市長)
委 員	中 嶋 実香	弁護士
委 員	中 條 智子	一般社団法人長野県連合婦人会会長
委 員	野原 莞爾	一般社団法人長野県観光機構理事長 (綿半ホールディングス(株)代表取締役会長)

5 改定の経過

年 月 日	事 項
平成 28 年 11 月 2 日	総合計画審議会土地利用・事業認定部会（計画の変更について審議）
平成 28 年 11 月～ 平成 29 年 1 月	骨子案作成
平成 29 年 1 月 23 日	総合計画審議会土地利用・事業認定部会（骨子案に係る審議）
平成 29 年 6 月	素案作成、市町村に対する意見照会
平成 29 年 7 月 27 日	総合計画審議会土地利用・事業認定部会（計画素案に係る審議）
平成 29 年 11 月	国との意見調整（事前）
平成 29 年 12 月 26 日	総合計画審議会土地利用・事業認定部会（計画（案）の審議）
平成 30 年 1 月 10 日 ～2 月 8 日	パブリックコメント
平成 30 年 1 月	市町村への意見照会（法定手続）、計画（最終案）作成
平成 30 年 2 月 16 日	総合計画審議会土地利用・事業認定部会（計画（最終案）の審議）
平成 30 年 2 月～3 月	国との意見調整
平成 30 年 3 月	計画決定、公表

長野県土地利用基本計画

平成 30 年（2018 年）3 月発行

編集・発行 長野県企画振興部地域振興課
〒380-8570 長野県長野市大字幅下 692-2
電 話 026-235-7025（直通）
026-232-0111（代表）（内線 3792）
URL <http://www.pref.nagano.lg.jp/>
E-mail tochi@pref.nagano.lg.jp
